株式会社北信食肉センター排水処理施設等新設工事（再々募集）に関する質疑応答

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問 | 回　答 |
| 2 工事の概要 (5)排水処理施設処理能力  排水基準についてT-N（120mg/ℓ）が追加されていますが、その理由についてご教示ください。 | 国及び県の水質汚濁防止法の生活環境に関する項目の中で窒素含有量の基準があるため。 |
| 5 参加資格(10)  以前の再募集の際に、審査に関する手続き上の履行について、一部のことを申し立てさせて頂きましたが、再々募集に関する参加資格について、改めてご確認させて頂きたく存じます。  ・今回の再々募集に関しても、参加資格要件を定めておりますが、参加の可否については、一般的に事前通知をされることが通例となりますが、ご通知の有無についてご教示ください。  ・参加資格要件(10）における、「本工事と同種の工事の実績を有すること。」とありますが、本工事と同種の工事の実績とは「食肉センター及び食肉市場における排水処理施設の新設・元請工事」が該当し、類似施設（畜舎、食肉加工施設、食鳥処理施設等の排水処理施設の実績）は含まれないということでよろしいでしょうか。改めてご教示ください。  ・食肉センター及び食肉市場の施工実績のみが該当するとされた場合、要件を満たしていない事業者の提案については受け付けないということになりますか。 | ・参加要件を満たしていれば、参加の可否についての通知は行いません。  ・同種とは排水処理施設工事全般を示し、「食肉センター及び食肉市場における排水処理施設の新設・元請工事」に限定していません。また類似施設（畜舎、食肉加工施設、食鳥処理施設等の排水処理施設の実績）は含まれないということはありません。  ・上記の回答の通り、同種の範囲であれば提案受付は可能です。 |
| 2工事の概要 (6)汚泥及び残渣を堆肥化する施設  堆肥舎（発酵方法など）においても排水処理施設と同様に施工実績または稼働状況を確認しないと、その実現性を図ることができないと考えますが、今回もその実績については要件が定められておりません。その為、事業者提案に関して、その実現性をどのように審査、評価されるのか、ご教示頂ければと思います。 | ・審査評価につきましては、要綱の12事業提案書の審査の評価項目の着眼点に従って審査を行います。  (6)汚泥及び残渣を堆肥化する堆肥舎（発酵方法など）につきましては評価項目に従って、事業計画の実現性・周辺環境等への配慮・運転操作性の3項目で審査します。 |
| 5 参加資格  ・本件は共同企業体での参加については一切要件を定めていないことから、単独企業での参加が基本となりますか。  ・共同企業体でも参加できるとした場合、要件通り、その代表企業が機械器具設置工事業及び管工事事業の（特定）建設業許可を受けた者となりますか。  ・本件は設計・施工での性能発注となっていることから、代表企業（1級建築士事務所登録）名での建築確認申請が前提となると考えますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。 | ・参加要件を満たしていればいずれも参加可能です。  ・上記同様な回答になります。  ・上記同様な回答になります。 |